

基本的な支給手続の概要

刑事裁判により犯人が財産犯等の犯罪行為により得た財産（犯罪被害財産）のはく奪（没収・追徴）（外国の裁判等によりはく奪された「犯罪被害財産」については、外国からの譲受け）

検察官による支給手続の開始

- ・ 支給対象となる犯罪行為や申請期間を定め、官報に掲載
- ・ 把握している支給対象者に通知

申請期間内に検察官に申請書を提出

- ・ 被害を受けたことやその被害額を示す資料、本人確認書類（運転免許証等）の写しなどの所要の資料を添付

検察官による申請内容のチェック、判断（裁定）

検察官から申請人に対し判断の結果を記載した「裁定書」の謄本の送付

すべての裁定、費用等の確定

被害回復給付金の支給

※ 検察官による手続の一部を、弁護士である「被害回復事務管理人」に任せることがあります。

○ 被害者ホットライン連絡先（電話・ファクシミリ）

（平成18年11月現在）

制度の詳細な内容などをお知りになりたい方は、最寄りの地方検察庁の「被害者ホットライン」が窓口になりますので、こちらにお問い合わせください。

札幌地方検察庁
011-261-9370
函館地方検察庁
0138-41-1655
旭川地方検察庁
0166-51-6259
釧路地方検察庁
0154-41-6133
青森地方検察庁
017-722-1234
盛岡地方検察庁
019-622-6236
仙台地方検察庁
022-222-6159
秋田地方検察庁
018-862-5572
山形地方検察庁
023-622-5122
福島地方検察庁
024-534-5135
水戸地方検察庁
029-221-2199
宇都宮地方検察庁
028-623-6790
前橋地方検察庁
027-235-7828
さいたま地方検察庁
048-863-2298
千葉地方検察庁
043-221-2065
東京地方検察庁
03-3592-7611（電話）
03-3592-7614（FAX）
横浜地方検察庁
045-211-7638
新潟地方検察庁
025-226-0922
富山地方検察庁
076-421-4148
金沢地方検察庁
076-221-3573
福井地方検察庁
0776-28-8744
甲府地方検察庁
055-228-9732
長野地方検察庁
026-232-8180
岐阜地方検察庁
058-262-5138
静岡地方検察庁
054-252-7204
名古屋地方検察庁
052-951-4538
津地方検察庁
059-228-4166

大津地方検察庁
077-527-5149
京都地方検察庁
075-441-9103
大阪地方検察庁
06-4796-2250（電話）
06-4796-2242（FAX）
神戸地方検察庁
078-367-6135
奈良地方検察庁
0742-27-6861
和歌山地方検察庁
073-422-4285
鳥取地方検察庁
0857-22-4177
松江地方検察庁
0852-32-6701
岡山地方検察庁
086-224-3322
広島地方検察庁
082-221-2467
山口地方検察庁
083-922-3153
徳島地方検察庁
088-652-5198
高松地方検察庁
087-825-2045
松山地方検察庁
089-935-6607
高知地方検察庁
088-872-9190
福岡地方検察庁
092-734-9080
佐賀地方検察庁
0952-22-4259
長崎地方検察庁
095-822-4477
熊本地方検察庁
096-323-9068
大分地方検察庁
097-534-9728
宮崎地方検察庁
0985-29-2156
鹿児島地方検察庁
099-226-0691
那覇地方検察庁
098-835-9997

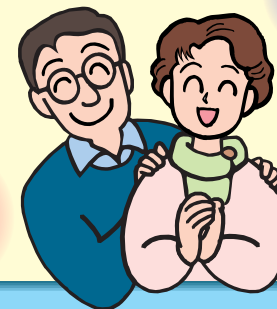
※ 被害者ホットラインは、夜間・休日でも伝言やファックスでの利用が可能です。

○ 法務省ホームページ
<http://www.moj.go.jp/>
○ 検察庁ホームページ
<http://www.kensatsu.go.jp/>

被害回復給付金支給制度

（犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律）

の概要



組織的犯罪処罰法の改正により、詐欺罪や高金利受領罪（出資法違反）といった財産犯等の犯罪行為により犯人が得た財産（犯罪被害財産）は、その犯罪が組織的に行われた場合やいわゆるマネー・ローンダリングが行われた場合には、刑事裁判により犯人からはく奪（没収・追徴）することができるようになりました。

このようにして犯人からはく奪した「犯罪被害財産」(*)を金銭化して「給付資金」として保管し、そこからその事件により被害を受けた方に給付金を支給する制度が「被害回復給付金支給制度」です。

※ 外国の裁判等によりはく奪された「犯罪被害財産」を我が国が譲り受けた場合も同様です。

法務省刑事局



どのような人が支給の対象になるのですか？

支給対象者

刑事裁判で認定された財産犯等の犯罪行為の被害者

一連の犯行として行われた財産犯等の犯罪行為の被害者



この範囲は、具体的な事件ごとに検察官が定めます。



刑事裁判で認定された財産犯等の犯罪行為の被害者のほか、そうした犯罪行為と一連の犯行として行われた財産犯等の犯罪行為（※）の被害者です。

※ 裁判では認定されなかったいわゆる余罪の犯罪行為で、その範囲は、具体的な事件ごとに検察官が定めることになっています。

また、これらの被害者の相続人等も対象となります。

ただし、犯人の共犯者や犯人から不正な利益を得た人等は対象にはなりません。



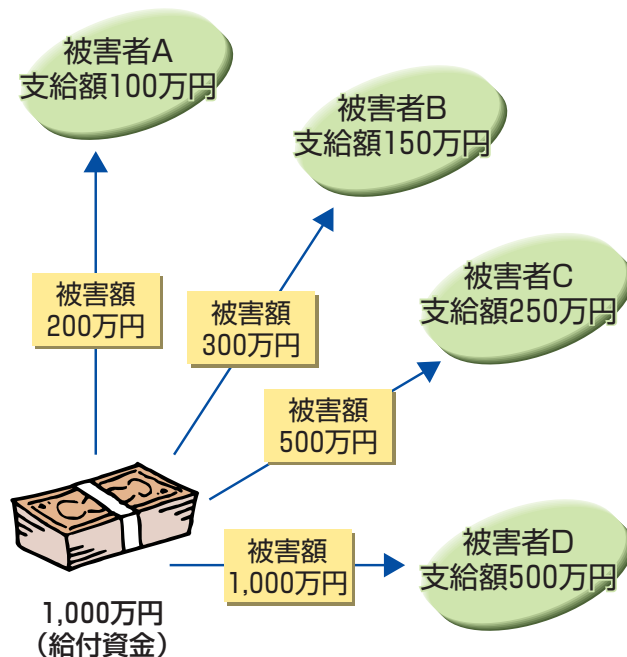
どのくらいの額が支給されるのですか？



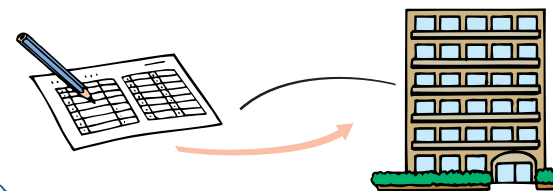
支給額の上限は、各人が実際に被害を受けた額です。ただし、「給付資金」が被害額の総額より少ない場合は、「給付資金」を各人の被害額に応じてあん分した額がそれぞれへの支給額になります。

※ 費用等の金額はあん分する前に差し引かれます。

支給例（費用等の金額を除く）



支給を受けるにはどうすればいいのですか？



刑事裁判により犯人から「犯罪被害財産」がはく奪されると、手続を行う検察官が支給対象となる犯罪行為や申請期間を定め、支給手続が開始されます。手続の開始は官報に掲載されますが（※）、検察官が支給対象者がいることを把握している場合は、それら支給対象者には個別に通知をします。

支給手続が開始されれば、申請期間内に申請書（最寄りの検察庁に用意されています。法務省、検察庁のホームページからもダウンロードできます）に必要な事項を記載し、所要の資料を添えて、手続を行っている検察官に提出してください（郵送でも構いません）。

※ 検察庁のホームページにも掲載されます。